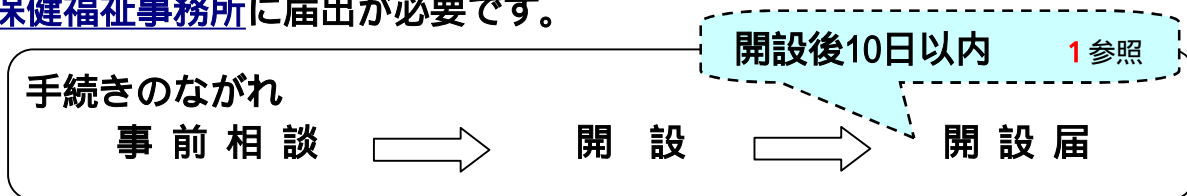


# 柔道整復師の施術所の開設と届出

神奈川県厚木市・海老名市・座間市・愛川町・清川村に、施術所を開設したら、[厚木保健福祉事務所](#)に届出が必要です。



## 開設届の提出

必要書類は、次のとおりです。

➤ 施術所開設届 1部

写しが必要な場合は、必要部数コピーしてお持ちください。写しに収受印を押してお返しします。

➤ 業務に従事する施術者全員分の免許証の写し 及び 原本

免許証原本は、写しと照合したらお返しします。

➤ 法人開設の場合は、登記事項証明書の写し または 原本

写しの場合は、原本と照合しますので、原本をお持ちください。

問い合わせ先

厚木保健福祉事務所 企画調整課

電話(046)224-1111(代) 内線3213

### 1 柔道整復師法

第19条 施術所を開設した者は、**開設後10日以内**に、開設の場所、業務に従事する柔道整復師の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

2 施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、**その日から10日以内**に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様とする。

名称に関する規制があります。事前にご相談ください。

### 医療法第3条(抜粋)

病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を付けてはならない。

紛らわしい例： はり科 診療、 診察室

### 医師法第18条

医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

紛らわしい例： 鍼灸医、中国鍼医

あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの施術所を併設する場合、それぞれの開設届が必要です。

➤ 「柔道整復」と「あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう」の両方の免許所有者が、一人で両方の施術を行う場合は、施術室を兼ねることができます。

➤ 2人以上で「柔道整復」と「あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう」を行う場合は、施術室は別々に必要です。待合室も別々に設けることが望ましいですが、十分なスペースがあれば共用も可能ですので、事前にご相談ください。(ただし開設者が同じ場合のみ)

(表)

施 術 所 開 設 届

23年4月1日

届出の日

開設者の自宅

神奈川県厚木保健福祉事務所長 殿

郵便番号 243-0004  
住 所 神奈川県厚木市水引  
氏 名 水引 次郎

法人にあっては主たる  
事業所の所在地、名称  
及び代表者の氏名

次のとおり柔道整復師の施術所を開設したので、届け出ます。

名 称	シロココ接骨院					
開設の場所	厚木市中町	電 話	046	xxx	xxxx	
開設年月日	23年4月1日					
業務に従事する 施術者	氏 名	従 事 年月日	免許証に記載された都道府県知事の統 轄する都道府県名	免許証 番 号	免 許 年月日	確認欄
	水引 次郎	平成17年4月1日	神奈川県	11234	平成17年4月1日	
	城 香呂美	昭和60年4月1日	神奈川県	11206	昭和60年4月1日	
施 術 所 歴	18年6月1日~ 23年3月1日	厚太郎接骨院				
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					

国(大臣)免許で  
あれば記入不要

今までに施術所開設  
歴があれば記入

(裏)

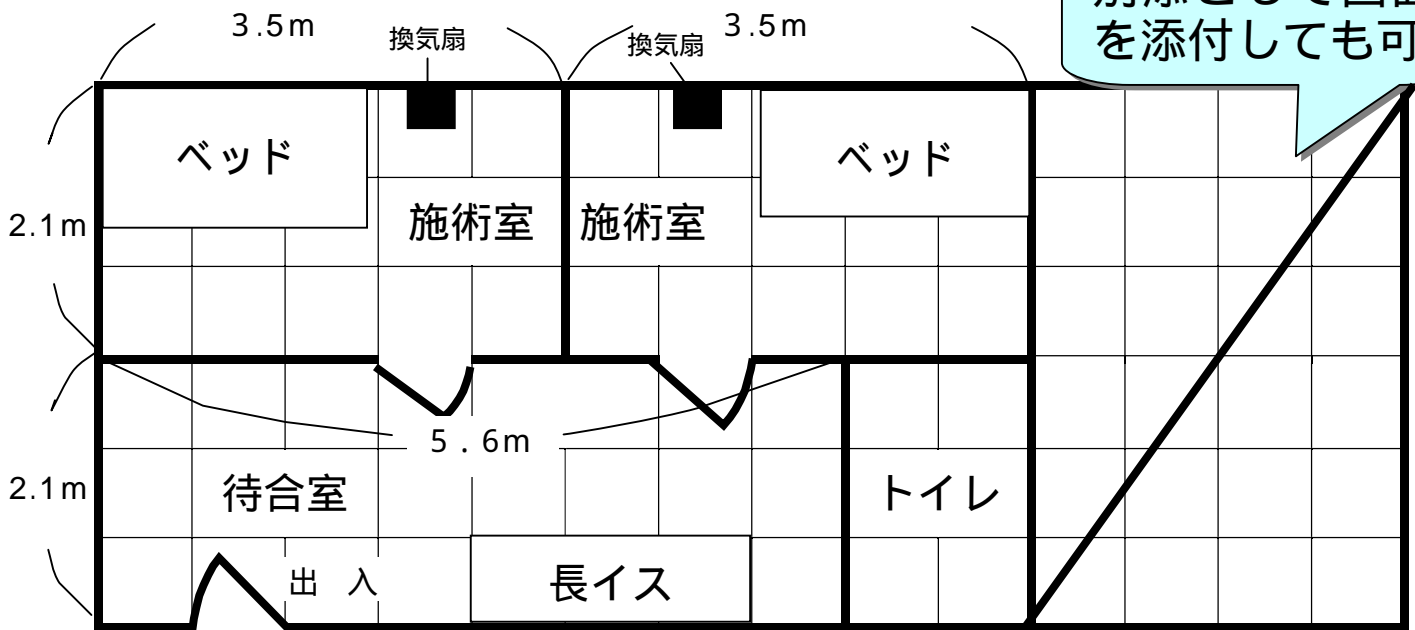
施術所の構造設備の概要

施術室	ベッド1 丸イス1 ベッド1 丸イス2	面積	14.7m <sup>2</sup>
待合室	長イス1	面積	11.76m <sup>2</sup>
採光換気装置	蛍光灯、窓、換気扇		
消毒設備	アルコール		
その他			

構造設備基準を満たしていますか？

2、3参照

施術所の平面図



別添として図面を添付しても可

備考 1 の欄には、記入しないでください。

2 施術所の平面図は、ます目を利用して記入してください。

2 柔道整復師法

第20条 施術所の構造設備は、厚生労働省令で定める基準に適合したものでなければならない。

2 施術所の開設者は、当該施術所につき、厚生労働省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない。

3 柔道整復師法施行規則

(施術所の構造設備基準)

第18条 法第20条第1項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

1 6.6平方メートル以上の専用の施術室を有すること。

2 3.3平方メートル以上の待合室を有すること。

3 施術室は、室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放し得ること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。

4 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。

(衛生上必要な措置)

第19条 法第20条第2項の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

1 常に清潔に保つこと。

2 採光、照明及び換気を充分にすること。

# 広告について

## 法律に定められた事項以外は、広告できません。（ 4、 5 参照）

- 具体的な料金・症例・出身校・流派・適応症・技能・施術方法・経歴などを示すことは禁じられています。
- 看板・折込チラシ・雑誌・新聞・メディア広告・タウンページ等等、不特定多数の方が目にするものが広告に該当します。なお、施術所内掲示、ホームページなどは広告に該当しません。

### 4 柔道整復師法

第24条 柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 1 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 3 施術日又は施術時間
- 4 その他厚生労働大臣が指定する事項

[厚生労働大臣が指定する事項]（厚生省告示）

- 1 ほねつぎ（又は接骨）
- 2 柔道整復師法第十九条第一項前段の規定による届出をした旨
- 3 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
- 4 予約に基づく施術の実施
- 5 休日又は夜間における施術の実施
- 6 出張による施術の実施
- 7 駐車設備に関する事項

### 5 柔道整復の業務又は施術所に関して広告し得る事項について

広告することができる事項

「厚生労働大臣が指定する事項」の説明

- 1 第1号関係  
広告中にこれらの用語を用いても差し支えないものであること。
- 2 第3号関係  
告示第3号に規定する「医療保険療養費支給申請ができる旨」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第44条の2等の規定に基づき被保険者等が柔道整復の施術を受けた場合に、保険者の判断により支給が決定される療養費の支給申請を行い得るとする趣旨であり、全ての支給申請に対して療養費の支給が認められる等の誤解が生じないような表現とすること。さらに、療養費の支給に当たっては、応急手当を除く骨折・脱臼の施術については医師の同意が必要である旨を必ず明示すること。
- 3 第4号関係  
告示第4号に規定する事項については、例えば「平日 時～ 時予約受付」など、予約受付時間を併せて示して差し支えなく、また、予約を受け付ける電話番号を併せて示しても差し支えないものであること。
- 4 第5号関係  
告示第5号に規定する事項については、休日若しくは夜間における施術の受付又は問い合わせの電話番号を併せて示しても差し支えないものであること。
- 5 第6号関係  
告示第6号に規定する事項については、「訪問施術の実施」等の表現も差し支えないものであること。
- 6 第7号関係  
告示第7号に規定する「駐車設備に関する事項」とは、駐車設備の有無、駐車施設の位置、収容可能台数及び利用に当たって料金を徴収している場合には当該駐車料金を意味するものであること。

その他

告示により、柔道整復の業務又は施術所に関して広告し得る事項が大幅に拡大されたところであるが、これら以外の事項を広告している場合又はその内容が施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたっている場合には、今後とも厳正に対処されたいこと。